特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年８月１日　　長和町長　羽田健一郎

１　当該建築物の所在

長和町和田字久保2434番地１

２　所有者等が行うべき措置の内容

⑴　当該建築物の除却

⑵　敷地内の雑草・立木等の伐採

⑶　敷地内の残置物の撤去

３　措置の期限

令和７年８月15日

４　長和町長による措置

所有者等が３の期限までに２の措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により町長又は町長が命じた者若しくは委任した者が、２の措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

５　長和町役場掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、長和町公告式条例第２条第２項に規定する長和町役場掲示場において掲示する。

６　問い合わせ先

長和町役場総合政策課移住定住係

電話：0268―75―2066